

国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人香川大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第47条の2及び国立大学法人香川大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第25条の3の規定に基づき、事業場内の就業の場所を離れて、自宅等で勤務することに関し必要な事項を定める。

2 在宅勤務は、職員の新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減の必要性及び国立大学法人香川大学（以下「本学」という。）の事業継続の必要性から導入する。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間管理者 本学勤務時間管理者等設置要項別表に掲げる者

(2) 在宅勤務 次条に掲げる職員が、一定期間、通常の就業の場所を離れて、当該職員の自宅又はこれに準ずる場所で勤務することをいう。

(3) 自宅に準ずる場所 親族の住宅等、育児、介護等の都合により、やむを得ず当該職員の自宅を離れて勤務を行う当該実施場所をいう。

(対象職員)

第3条 在宅勤務に従事することができる職員は、事業場内における業務の継続性・実効性、及び在宅勤務を行える業務環境等を考慮の上、勤務時間管理者等が、在宅勤務に従事することが適当と認めた者とする。

(対象業務)

第4条 在宅勤務に従事する職員は、勤務時間管理者から命ぜられた業務を行うものとする。

(実施手続)

第5条 第3条に規定する職員が在宅勤務に従事するときは、事前に勤務時間管理者の承認を受けなければならない。

2 勤務時間管理者は、前項の規定により在宅勤務を承認した職員について、業務その他の都合により在宅勤務の承認を取り消すことができる。

(勤務時間)

第6条 在宅勤務に従事する職員の勤務時間は、職員就業規則、非常勤職員就業規則、その他関係規則等に定める始業、終業の時刻とする。ただし、短時間勤務の申請、変形労働時間制に係る労使協定等により、上記以外の勤務時間が定められている場合は、当該勤務時間とする。

2 勤務時間管理者は、在宅勤務に従事する職員に対して、原則として、時間外勤務又は休日勤務を命じない。

3 在宅勤務に従事する職員は、出勤時間等報告書又は勤務時間確認簿に、始業及び終業の時刻を記載するものとする。

(出勤命令)

第7条 勤務時間管理者は、業務上の必要が生じた場合は、在宅勤務に従事する職員に対し、出勤を命ずることがある。

2 在宅勤務に従事する職員は、前項の出勤命令があった場合は、特段の理由がない限りこれを拒むことはできない。

(給与)

第8条 在宅勤務に従事する職員の給与は、国立大学法人香川大学職員給与規則、その他給与関係規則等の規定に基づき支給する。

(情報セキュリティ等)

第9条 在宅勤務に従事する職員は、本学情報セキュリティ関係規則、本学個人情報管理規則等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第10条 在宅勤務によって発生する費用については、在宅勤務に従事する職員の負担とする。

(業務災害)

第11条 在宅勤務で生じた業務災害については、労基法及び労災法の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年7月1日から施行する。